

一般教育訓練給付金 提出書類チェックリスト

2024年2月1日以降の「支給申請」については、**電子、郵送または代理人による申請が可能になりました。**



※ 電子申請は「**e-Gov電子申請**」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

e-Gov電子申請サイト

教育訓練の修了日の翌日から1か月以内に、以下の書類を提出してください。
(提出先：お住まいを管轄するハローワーク)

教育訓練給付金支給申請書 ※1 参照

添付書類（電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ（PDF、JPEG形式）で可）

✓ 必ず提出する書類

教育訓練修了証明書

領収書 ※2 参照

マイナンバーカード（郵送または代理人申請の場合は両面の写し） ※3 参照

教育訓練経費等確認書 ※4 参照

✓ 該当する場合に提出する書類

キャリアコンサルティングの費用に関する領収書、キャリアコンサルティング実施証明書、
キャリアコンサルティングの記録 ※5 参照

返還金明細書 ※6 参照

払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（郵送または代理人申請の場合は写し） ※7 参照

委任状 ※8 参照

※1 教育訓練の修了後、指定教育訓練実施者が配布します。記載に当たっては「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

※2 クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書。

※3 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。

①本人・住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（いずれも写真付き）のいずれか1種類です。
これらがいない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

※4 下記ウェブサイトから様式をダウンロードしてご記入ください。通信制以外の教育訓練を受け、ハローワークへ来所して申請する場合は提出不要です。

※5 キャリアコンサルティングの費用についても給付金の支給対象として申請する場合に限りです。

※6 領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に限りです。指定教育訓練実施者が発行します。

※7 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。

※8 代理人申請の場合に限りです。

教育訓練給付制度についての詳細や各種様式のダウンロードはこちら

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

